

別表

工 事 区 分		評定を省略することができる工事の例示
土木工事	※ プレストレストコンクリート工事	プレストレストコンクリート工事
	グラウト工事	グラウト工事
	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	※ 電気設備工事	発電設備工事、変電設備工事、信号設備工事
	機械設備工事	管内更生工事
	鋼構造物工事	門扉設置工事、鉄塔工事
	※ 機械器具設置工事	揚排水機器設置工事
	電気通信工事	電気通信機械設置工事、データ通信設備工事、放送機械設置工事
	※ さく井工事	さく井工事、観測井工事、揚水設備工事
	※ 水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、下水処理設備工事
	維持修繕工事	除草、清掃、パッチング、その他これらに類するもの
建築工事	※ 電気設備工事	電気設備工事
	※ 機械設備工事	給排水衛生設備工事、暖冷房設備工事、
	鋼構造物工事	門扉設置工事、鉄塔工事
	機械器具設置工事	エレベータ設置工事、舞台装置設置工事
	電気通信工事	電気通信機械設置工事、データ通信設備工事、放送機械設置工事
	さく井工事	さく井工事、観測井工事、揚水設備工事
	解体工事	解体工事
	維持修繕工事	劣化した建築物全体又はその部分の性能及び機能を事実上支障のない状態まで回復させる工事

備考 上表の工事区分のうち※印のある工事については、工事監理業務をコンサルタント、設計事務所等の専門業者に委託する場合は、評定を省略することができないものとする。